

議案第128号

損害賠償の額を定め和解することについて

損害賠償の額を下記のとおり定め、及び和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月5日提出

養父市長 広瀬 栄

記

- 1 相手方 (住所) [REDACTED]
(氏名) [REDACTED]
- 2 事案の概要
令和元年9月23日、養父市八鹿町九鹿547番地6、市営住宅九鹿団地内で発生した施設管理瑕疵の事故についての物的損害
- 3 損害賠償の額 101,240円